

平成27年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成27年9月9日(水)

東洋町議会

余 白

平成27年第3回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場
開 会 平成27年9月9日(水) 午前9時00分宣告
出 席 議 員 (9名)

議長	今宮 裕明 君	副議長8番	西岡 尚宏 君
1番	福島 登 君	2番	平山 照生 君
3番	高畠 俊彦 君	4番	小松 熙 君
5番	武山 裕一 君	6番	小野 正路 君
7番	田島毅三夫 君		

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長	松延 宏幸 君
副 町 長	光本 速雄 君
会 計 管 理 者	川田真由美 君
教 育 長	奈良崎幸一 君
総 務 課 長	生松 克祐 君
税 務 課 長	安岡 良仁 君
住 民 課 長	光本 孔士 君
産 業 建 設 課 長	伊吹真貴博 君
教 育 次 長	藤村明美智 君
地域包括支援 センター事務局長	蛭子 浩久 君
総務課長補佐	大坪 靖幸 君
住民課長補佐	田岡いずみ 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
産業建設課長 補佐	手島 憲作 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	原田 容子

議 事 日 程 別紙のとおり
議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 3番 高島 俊彦 君 5番 武山 裕一 君

平成27年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成27年9月9日(水) 午前9時00分開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 認定第1号 平成26年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第4] 認定第2号 平成26年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第5] 認定第3号 平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第6] 認定第4号 平成26年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第7] 認定第5号 平成26年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第8] 認定第6号 平成26年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第9] 認定第7号 平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第10] 認定第8号 平成26年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- [日程第11] 認定第9号 平成26年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第12] 議案第38号 東洋町個人情報保護条例の一部を改正することについて
- [日程第13] 議案第39号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を定めることについて
- [日程第14] 議案第40号 東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについて
- [日程第15] 議案第41号 平成27年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第42号 平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第17] 議案第43号 平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第18] 議案第44号 平成27年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第19] 議案第45号 平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第20] 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第21] 同意第5号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第22] 報 告 財政の健全化判断比率等の報告について

余 白

平成27年第3回東洋町議会定例会 平成27年9月9日 水曜日
議事のてんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は8名であります。

これより、平成27年第3回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間:9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、決算認定9件、条例3件、補正予算5件、人事2件、報告1件の計20件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

小松熙君から病気治療のため、本日欠席届が提出されております。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から、平成27年5月から平成27年7月分の例月出納検査の結果報告について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

また、平成26年度東洋町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算審査意見書が提出されております。

次に、閉会中の議員派遣2件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について発言の申出がありましたので、これを許します。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

おはようございます。台風18号の接近が気になるところでございますが、本日、9月定例回を招集致しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会での提出議案でございますが、平成26年度の各会計決算の認定9件、平成27年度の補正予算案5件、条例案3件、人事同意案件2件、報告事項1件でございます。併せて合計20件となっております。

委員会等での慎重なご審議も含め、適正なご決定をお願い申し上げます。

す。

それでは、提案理由のご説明に入る前に、若干の行政報告をさせていただきます。

最初に、高規格道路についてでございます。

阿南安芸自動車道のうち牟岐～野根間につきましては、昨年度に、国による計画段階評価の手続きが完了したことから、先月8月17日に、直接関係する自治体であります、牟岐、海陽町、東洋町3町長合同によります、初の要望活動を実施して参りました。

国土交通省の事務次官をはじめ、道路関係幹部の要人には、徳島県選出の後藤田衆議院議員にも同行をしていただいたところでございます。また、内閣府特命担当、山口俊一大臣、徳島県、高知両県選出国會議員に対しましても、合同で要望活動をしてきたところでございます。阿南安芸自動車道の早期整備につきましては、期成同盟会との活動や、他団体と連携を強化して、1日でも早い事業着手を実現したいと考えております。

次に、租税債権管理機構の設立についてでございます。平成25年度から高知県の税務課、安芸県税事務所、各市町村の担当課長レベルでの検討を重ねて参りました、安芸地区での租税債権管理機構の立ち上げにつきましては、9月3日に関係する9自治体の首長間で、安芸広域市町村圏事務組合の中に、同機構を設立することで合意をしたところでございます。本年12月議会に、安芸広域市町村圏事務組合の規約の変更を各管内自治体で議決をしていただきまして、来年2月、同広域議会で機構関係の条例を提出し、4月1日から機構がスタートできるように準備を進めていくことになっております。機構事務所の設置場所といたしましては、県の方で安芸合同庁舎内に設置することを検討しております。当面は、租税債権の滞納整理を優先事務として扱いまして、将来的には全ての公債権を対象として、段階的に滞納整理事項を拡大していく方向で取り組んでいくこととなります。

本町と致しましても、連携を強化していくための体制を図って参りたいと考えております。

続きまして、国民健康保険事業の見直しについてでございます。

国による国民健康保険事業の見直しにつきましては、平成30年度から、県が県内の市町村とともに国保の運営を担うこととなります。県の役割と致しましては、国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとされております。市町村の役割と致しましては、保険料の賦課・徴収、資格管理、保険給付の決定、保険事業等、地域におけるきめ細かい事業を行うと

されております。幹事会での準備協議を重ね、運営検討協議会の検討協議を経まして、平成29年度3月までに、税等の関係条例の改正が必要となるスケジュールとなっております。第1回目の運営検討協議会は、先月8月24日に実施をされたところであります。

最後になりますけれども、第三セクターについて、現在の状況についてご報告を致します。

昨日の新聞報道にもございましてけれども、同会社はですね、平成20年2月に、町予算500万円で出資額100パーセントの町の株式会社として設立されたわけですが、平成21年8月に資本金2千万円に増資されておまして、第三セクターとして現在に至っております。同株式会社所有の白浜ホワイトビーチホテルが正式に売却をされまして、9月1日から経営者が変更されているとのことでございます。現在、土地、建物の登記簿等の確認をしているところでございます。また、町持分以外の株式75パーセントが売却されておまして、新たな資金提供者1人が取得しているとのことでございます。が、新経営者との資金関係でありますとか、役員関連の異動等、詳細につきましては、まだ正規な情報として把握できておりません。9月14日に臨時株主総会を開催するとの文書を9月2日にいただいております。今後の対応につきましては、決算審査特別委員会終了後、議員全員協議会を開催していただきまして、議員各位のご意見をお聞きして、三セクの在り方を含めまして、今後の町としての対応を検討して参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、9月議会での行政報告と致します。

議長

(今宮 裕明議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、3番、高島俊彦君、並びに5番、武山裕一君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

高島議会運営委員長。

議会運営委 (高島 俊彦議会運営委員長)

員長

皆様、おはようございます。

平成27年第3回定例会議会運営委員会の報告を行います。

9月3日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議致しました結果、本定例会の会期は、本日から9月16日までの8日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、9日の本会議散会後から委員会及び議案審査のための休会、16日に再開し、審議、採決のあとに一般質問を行う。また、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。

議長

次に、反問権を試験的に導入するものとし、質疑、質問に対して、執行部側に反問権を与えることとする。なお、反問権については、質疑、質問回数及び時間は含めないものとする。

一般質問の通告期限は11日金曜日正午まで、議案質疑の通告期限は14日月曜日正午までとする。

安全保障関連法案の制定の中止を求める意見書提出を求める陳情書の継続審査は、総務教育民生常任委員会へ付託する。

以上のように決定しました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月16日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月16日までの8日間と決定しました。

日程第3、認定第1号、平成26年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第11、認定第9号、平成26年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件をこの際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案申し上げます。

認定第1号、平成26年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度東洋町一般会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成27年9月9日提出でございます。

次に認定第2号、平成26年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成27年9月9日提出でございます。

認定第3号、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成27年9月9日提出でございます。

認定第4号。平成26年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成27年9月9日提出でございます。

認定第5号。平成26年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成27年9月9日提出でございます。

認定第6号。平成26年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成27年9月9日提出でございます。

認定第7号、平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成27年9月9日提出でございます。

認定第8号。平成26年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付

町長

して、議会の認定に付する。平成27年9月9日提出でございます。

認定第9号でございます。平成26年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成27年9月9日提出でございます。

認定第1号から認定第9号の、平成26年度東洋町一般会計、各特別会計の歳入歳出について、一括してご報告を申し上げます。

一般会計では、収入済額は、29億9千616万円、支出済額は、26億4千31万5千円、歳入歳出差引3億5千584万5千円の黒字となっております。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計では、収入済額は、466万6千円、支出済額は、3億2千48万3千円、歳入歳出差引、3億1千581万7千円の赤字となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計では、収入済額は、6億3千149万9千円、支出済額は、6億3千27万1千円、歳入歳出差引122万8千円の黒字となっております。

次に、介護保険事業特別会計では、収入済額は、5億7千272万2千円、支出済額は、5億6千653万6千円、歳入歳出差引、618万6千円の黒字となっております。

次に、介護サービス事業特別会計でございますが、収入済額は、2千70万7千円、支出済額は、1千636万7千円、歳入歳出差引、434万円の黒字となっております。

次に、下水道事業特別会計では、収入済額は、1億1千137万4千円、支出済額は、1億1千133万円、歳入歳出差引4万4千円の黒字となっております。

次に、簡易水道事業特別会計では、収入済額は、1億4千533万9千円、支出済額は、1億4千238万6千円、歳入歳出差引295万3千円の黒字となっております。

次に、観光施設事業特別会計でございますが、収入済額は、5千968万6千円、支出済額は、5千459万7千円、歳入歳出差引508万9千円の黒字となっております。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計では、収入済額、4千746万円、支出済額は、4千627万7千円、歳入歳出差引118万3千円の黒字となっております。

最後に、東洋町全会計では、収入済額は、45億8千961万8千円、支出済額は、45億2千856万3千円、歳入歳出差引6千105万5千円の黒字となっているところでございます。

また、平成26年度東洋町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算説明の主要施設成果報告書を添付しております、地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況については、決算書の358ページから361ページに掲げておりますので、ご参照願います。。

なお、決算の内容につきましては、会計管理者が説明を致します。
以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)
川田会計管理者。

会計管理者 (川田 真由美会計管理者)

それでは、少しお時間をいただきまして、町長の報告と一部重複しますが、平成26年度歳入歳出決算についてご報告させていただきます。

本来決算書でご報告すべきところですが、お手元の決算報告資料に決算全体の状況、一般会計、特別会計それぞれの状況、基金の状況、町債の状況などをまとめておりますので、この資料でご報告させていただきます。

表紙がコスモス色の資料になっております。よろしいでしょうか。なお、資料の数字は、千円単位での表示となっておりますので、総合計を合わせた百円単位を四捨五入等で調整しております。あらかじめご了承下さい。

平成26年度歳入歳出決算全体の状況ですが、資料の2ページから4ページのグラフ比較表もご参照下さい。

(決算報告資料に基づき説明)

議長 (今宮 裕明議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が全部終わりました。

ここでお諮りします。認定第1号、平成26年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、認定第9号、平成26年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による、議長を除く8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言

あり。)異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第9号までの9件は、質疑を省略し、議長を除く8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時、休憩します。

(休憩時間:9時45分)

決算審査名簿配布。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:9時47分)

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布した名簿のとおり、1番、福島登君、2番、平山照生君、3番、高島俊彦君、4番、小松熙君、5番、武山裕一君、6番、小野正路君、7番、田島毅三夫君、8番、西岡尚宏君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。場所は議員控え室でお願いします。なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。また、正副委員長がおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長へ提出して下さい。

ここで5分間、休憩します。再開は10時でお願いします。

(休憩時間:9時50分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:10時00分)

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。委員長、武山裕一君、副委員長、小松 熙君。以上であります。

日程第12、議案第38号、東洋町個人情報保護条例の一部を改正することについての件から、日程第19、議案第45号、平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについてまでの8件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

議案第38号でございます。東洋町個人情報保護条例の一部を改正することについて。東洋町個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年9月9日提出でございます。提案理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成25年法律第27号に基づきまして、平成27年10月5日以降から、個人番号及び法人番号の付番が開始されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明を致します。

議案第39号でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を定めることについてでございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年9月9日提出でございます。提案理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、平成27年10月5日以降から個人番号及び法人番号の付番が開始されることに伴い、法第9条第2項の規定により、条例を定めようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明を致します。

続きまして議案第40号でございます。東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについてでございます。東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年9月9日提出でございます。提案理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成25年法律第27号に基づき、平成27年10月5日以降から、個人番号及び法人番号の付番が開始されることに伴い、住民基本台帳カードが廃止され、通知カード及び個人番号カードが発行されることになりま

す。それらのカードが紛失した場合などの再交付手数料を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、住民課長が説明を致します。

議案第41号、平成27年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度東洋町一般会計補正予算第2号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年9月9日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ2億1千218万5千円を追加を致しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ28億1千816万とするものでございます。歳入では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債を計上しております。歳出では、7月1日付の人事異動に伴う各課の人件費を調整しております。主な事業と致しましては、東洋町地域活性化プラン支援事業補助金、高齢者生活支援臨時給付金、商工持続発展支援事業補助金等を補正をしております。また、教育費では、**懸案**となっておりました野根中学校のアスベスト対策の工事費などを計上致しております。なお、内容につきましては、総務課長が説明を致します。

議案第42号でございます。平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年9月9日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ489万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億1千758万4千円とするものです。歳入では、繰入金を計上を致しております。歳出では、7月1日付の人事異動に伴う人件費を調整しております。退職者医療交付金返還金を計上しております。なお、内容につきましては、住民課長が説明を致します。

続きまして議案第43号でございます。平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて。地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年9月9日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ964万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億8千929万円とするものでございます。歳入では、支払い基金交付金、繰入金、繰越金を計上をしております。歳出では、7月1日付の人事異動に伴う人件費、居宅介護支援サービス給付費、前年度給付費返還金の精算分を計上しております。な

お、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明を致します。

議案第44号でございます。平成27年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについて。地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年9月9日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ68万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億1千341万4千円とするものでございます。歳入では、繰入金を計上しております。歳出では、7月1日付の人事異動に伴う人件費を計上しております。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明致します。

議案第45号でございます。平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについて。地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年9月9日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ62万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億1千996万3千円とするものでございます。歳入では、7月1日付の人事異動に伴う人件費を計上しております。歳出では、共済費の不足分について計上をしております。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明を致します。

よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

おはようございます。それでは、議案第38号、東洋町個人情報保護条例の一部を改正することについてご説明致します。

添付しております、議案関係資料及び新旧対照表をご参照願います。

まず初めに、この改正は行政手続きにおける特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律、略して番号法、いわゆるマイナンバー法、他の呼び方では、社会保障税番号制度と言いますが、この10月から全国民に個人番号が付番され、来年から段階的に実施されることに伴い、現在ある本町の個人情報保護条例にマイナンバーに係る個人の情報、これをマイナンバーでは特定個人情報という用語で定義されておりますが、それを

盛り込む為に改正しようとするものであります。なお、現在のこの条例の個人情報、個人情報と用語で定義されており、今回の改正ではこの個人情報とマイナンバーの特定個人情報とが別々に定義されている改正が主要部分であります。この改正によりまして、マイナンバーでの個人の情報、いわゆる特定個人情報を保護することになりますが、基本的な条例内容については改正前の本条例の内容とそれほど変更はございません。

では、改正分が長いので、新旧対照条文でご説明致します。3ページをお願い致します。

(新旧対照表に基づき説明)

続きまして、議案第39号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を定めることについてご説明致します。議案関係資料の13ページをご参照願います。

(議案関係資料に基づき説明)

議長 (今宮 裕明議長)
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)
それでは、議案第40号、東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについての説明を致します。東洋町手数料条例、平成12年条例第21号を次のように改正する。

(議案関係資料、新旧対照表に基づき説明)

議長 (今宮 裕明議長)
生松総務課長。

総務課長 (生松 克祐総務課長)
それでは、議案第41号、平成27年度東洋町一般会計補正予算、第2号を定めることについてご説明致します。予算書の1ページをお願い致します。

(予算書に基づき説明)

議長 (今宮 裕明議長)
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

続いて、議案第42号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について説明をさせていただきます。

平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。規定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ489万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1千758万4千円とするものです。それでは、8ページをお願いしたいと思います。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

私の方からは、議案第43号平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについてご説明を致します。

予算案では、歳入歳出それぞれ964万円増額し、総額を歳入歳出それぞれ5億8千929万円としております。予算書の8ページをお願い致します。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは、私の方から議案第44号、平成27年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明致します。

今回の補正の主なものは、人事異動に伴う人件費による補正です。歳入歳出それぞれ68万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億1千341万4千円とするものです。6ページをお願い致します。

(予算書に基づき説明)

続きまして、議案第45号、平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明致します。

今回の補正は、共済組合への追加負担金に伴う人件費による補正です。歳入歳出それぞれ62万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億1千996万3千円とするものです。6ページをお願い致します。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が全部終わりました。

引き続き、日程第20、同意第4号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。直ちに、提出者の説明を求めます。松延町長。

(松延 宏幸町長)

同意第4号でございます。教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。平成27年9月9日提出でございます。氏名は浅間由子氏でございます。生年月日は、昭和33年11月26日生まれでございます。住所は、安芸郡東洋町大字甲浦509番地、任期は平成27年11月21日から平成28年11月20日までとなっております。

議長

提案理由につきましては、浅間委員が11月20日で任期満了となりますので、引き続き浅間由子氏を教育委員会の委員に任命したいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。なお、新教育委員制度に伴い、任期は1年間となっております。経歴は別紙のとおりでございますので、よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

暫時、休憩します。

(休憩時間: 11時15分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間: 11時16分)

提出者の説明が終わりました。本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第4号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。この採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。ただいまの出席議員は7名であります。議会

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、田島毅三夫君、並びに8番、西岡尚宏君を指名します。投票用紙を配布させます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。(自席より、なしと発言あり)配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。これより投票に入ります。1番議員より、順次、投票願います。投票漏れはありませんか。(自席より、なしと発言あり)投票漏れなしと認めます。投票を終了します。開票を行います。7番、田島毅三夫君、並びに8番、西岡尚宏君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成7票、反対0票。以上のとおりであります。

よって、同意第4号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第21、同意第5号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。直ちに、提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

同意第5号でございます。教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。平成27年9月9日提出でございます。氏名は、土屋洋介氏でございます。生年月日は、昭和27年12月25日生まれでございます。住所は、安芸郡東洋町大字野根丙2174番地でございます。任期は、平成27年11月21日から平成31年11月20日までとなっております。

提案理由でございます。土屋委員が11月20日で任期満了となりますので、引き続き土屋洋介氏を教育委員会の委員に任命したいと存じますので、よろしく願いを致します。経歴書は別紙のとおりでございますので、よろしく願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。本案については、質疑、討論を省略し、直

ちに採決することにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。これより、同意第5号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。この採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。ただいまの出席議員は7名であります。議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、福島登君、並びに2番、平山照生君を指名します。投票用紙を配布させます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。(自席より、なしと発言あり)配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。これより投票に入ります。1番議員より、順次、投票願います。投票漏れはありませんか。(自席より、なしと発言あり)投票漏れなしと認めます。投票を終了します。開票を行います。1番、福島登君、並びに2番、平山照生君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成7票、反対0票。以上のとおりであります。

よって、同意第5号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第22、報告、財政の健全化判断比率等の報告について報告を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

報告事項でございます。財政の健全化判断比率等の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化判断比率等についてご報告を致します。

毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付して、議会に報告しなければならない指標は下記のとおりとなっております。実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに該当はございません。実質公債費比率は、平成26年度9.1パーセントとなっております。将来負担比率は59.4パーセントとなっております。資金不足比率も該当はございません。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部、終了しました。

ここでお諮りします。冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会后から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、16日午前9時から再開したいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。どうもお疲れさまでした。次の本会議は16日、午前9時から議会放送を致します。また、これから休憩後、本日から10日まで、役場2階において、決算審査特別委員会を開催します。一般の傍聴もできますことをお知らせ致します。これにて議会放送を終了致します。

(散会時間:11時27分)